

後発医薬品使用促進計画

策定年月日 平成30年4月25日

自治体名 (福祉事務所名)	大洲市 (大洲市福祉事務所)	後発医薬品の数量シェア (平成29年6月審査分)	国が定める目標値 (A)	管内実績 (B)	目標との差 (A-B)												
			75.0%	74.7%	0.3%												
<p><現在の状況></p> <p>1. 先発医薬品を調剤した事情(薬局からの報告に関しての集計) H29.7.1現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 70%;">先発医薬品を調剤した事情</th> <th style="width: 25%;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>・薬局の在庫のため</td> <td style="text-align: center;">86.0%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>・薬剤師の専門的な知見に基づき判断 ・後発医薬品を使用し、不都合が生じたため ・医師の指示により変更不可</td> <td style="text-align: center;">9.0%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>・後発医薬品の使用に不安を訴えたため ・単に先発医薬品を従前から使用していることを理由に同意しなかったため ・単に後発医薬品が安価であるという理由では同意できない ・代理人来院のため、本人の意思確認ができない ・特に理由はない(理由を言わない)</td> <td style="text-align: center;">5.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 関係機関への説明状況 関係機関を訪問し、状況把握を行うとともに、後発医薬品の取扱いについて説明し協力依頼を行っている。</p>				先発医薬品を調剤した事情	割合	1	・薬局の在庫のため	86.0%	2	・薬剤師の専門的な知見に基づき判断 ・後発医薬品を使用し、不都合が生じたため ・医師の指示により変更不可	9.0%	3	・後発医薬品の使用に不安を訴えたため ・単に先発医薬品を従前から使用していることを理由に同意しなかったため ・単に後発医薬品が安価であるという理由では同意できない ・代理人来院のため、本人の意思確認ができない ・特に理由はない(理由を言わない)	5.0%	<p><使用促進が進んでいない原因></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 備蓄の問題があるため、強要は出来ない。 ○ 医師もしくは薬剤師の判断により変更できない。なお、後発医薬品を一旦使用したが不都合が生じたため先発医薬品に戻ったものがある。 ○ 以前から先発薬品を使用していた者が後発薬品への切り替えに不安を訴える場合がある。 ○ 代理人が薬を取りに来る場合があり、本人の意思確認が取れず変更が困難となっている場合がある。 <p><対応方針></p> <p>医師・薬剤師への協力依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象者リストを作成し、主治医や薬剤師に対して、後発医薬品の原則使用について説明し、可能なものから変更していただくよう依頼する。 ○ 安心して後発医薬品を使用してもらえるよう、専門的見地(医師・薬剤師)からの説明を依頼する。 <p>薬局における備蓄について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特段なし (備蓄については、医療全体の取組として取り組まれているため) <p>本人への説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 後発医薬品の原則使用について、ケースワーカーの訪問の際に理解を得られるよう丁寧に説明する。 		
	先発医薬品を調剤した事情	割合															
1	・薬局の在庫のため	86.0%															
2	・薬剤師の専門的な知見に基づき判断 ・後発医薬品を使用し、不都合が生じたため ・医師の指示により変更不可	9.0%															
3	・後発医薬品の使用に不安を訴えたため ・単に先発医薬品を従前から使用していることを理由に同意しなかったため ・単に後発医薬品が安価であるという理由では同意できない ・代理人来院のため、本人の意思確認ができない ・特に理由はない(理由を言わない)	5.0%															
<p><備考></p>																	